



2024年4月26日

各位

会社名 関西ペイント株式会社
代表者名 代表取締役社長 毛利 訓士
(コード番号4613 東証プライム)
問合せ先 常務執行役員
経営推進部門長 富岡 崇
(TEL 06-7178-5531)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2024年6月27日開催予定の第160回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

当社は、2024年3月15日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、第160回定時株主総会での承認を前提として、取締役会の監督機能を強化し、意思決定のさらなる迅速化を可能とするとともに経営の透明性を一層向上させることを目的として、監査等委員会設置会社に移行することとしました。これに伴い、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除、その他所要の変更を行うものです。

あわせて、現行定款第13条第2項において、株主総会開催場所を大阪市に限定しておりましたが、災害等不測の事態に備えて、柔軟に株主総会開催場所を選定できるよう、現行定款第13条第2項を削除するものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更箇所を示しております。)

現行	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
(機 関) 第4条 本会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) <u>会計監査人</u>	(機 関) 第4条 本会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) <u>会計監査人</u>
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株 式	第2章 株 式

<p>第6条～第12条 (条文省略)</p> <p>第3章 株主総会 (招集) 第13条 (条文省略)</p> <p>2. <u>株主総会は、大阪市においてこれを招集することができる。</u></p> <p>第14条～第18条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の定員) 第19条 取締役は、11名以内とする。 (新設)</p> <p>(取締役の選任) 第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 2. (条文省略) 3. (条文省略)</p> <p>(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新設) (新設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議により、会社を代表する取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議により、取締役会長、取締役社長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>第6条～第12条 (現行どおり)</p> <p>第3章 株主総会 (招集) 第13条 (現行どおり) (削除)</p> <p>第14条～第18条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役および取締役会<u>ならびに監査等委員会</u> (取締役の定員) 第19条 取締役(監査等委員であるものを除く。)は、11名以内とする。 2. <u>監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任) 第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。 2. (現行どおり) 3. (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期) 第21条 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議により、取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から会社を代表する取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議により、取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から取締役会長、取締役社長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集および招集通知)</p>
---	--

<p>(取締役会の招集および招集通知) 第 23 条 (条文省略) 2. 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。</p>	<p>第 23 条 (現行どおり) 2. 取締役会の招集通知は、各取締役に對して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。</p>
<p>第 24 条 (条文省略)</p>	<p>第 24 条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会の招集通知) 第 25 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に對して会日より3日前までに発するものとする。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。</p>
<p>(取締役会の決議の方法) 第 25 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行う。</p>	<p>(取締役会の決議の方法) 第 26 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行う。</p>
<p>(取締役会の決議の省略) 第 26 条 本会社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</p>	<p>(取締役会の決議の省略) 第 27 条 本会社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会の決議の方法) 第 28 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席監査等委員の過半数をもって行う。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(取締役への委任) 第 29 条 本会社は、会社法第 399 条の13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定を取締役に委任することができる。</p>
<p>(取締役の責任免除) 第 27 条 (条文省略)</p>	<p>(取締役の責任免除) 第 30 条 (条文内容は現行どおり)</p>
<p>第 5 章 監査役および監査役会 (監査役の定員) 第 28 条 監査役は 5 名以内とする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役の選任) 第 29 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(削除)</p>

<p>(監査役の任期) <u>第 30 条</u> 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(常勤の監査役) <u>第 31 条</u> 常勤の監査役は、監査役会の決議によって選定する。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役会の招集および招集通知) <u>第 32 条</u> 監査役会は、各監査役が招集する。 2. 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役会の決議の方法) <u>第 33 条</u> 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役の責任免除) <u>第 34 条</u> 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。</p>	<p>(削除)</p>
<p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>(事業年度) <u>第 35 条</u> (条文省略)</p> <p>(期末配当および基準日) <u>第 36 条</u> (条文省略)</p> <p>(中間配当および基準日) <u>第 37 条</u> (条文省略)</p> <p>(配当金等の除斥期間) <u>第 38 条</u> (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第5章 計 算</p> <p>(事業年度) <u>第 31 条</u> (条文内容は現行どおり)</p> <p>(期末配当および基準日) <u>第 32 条</u> (条文内容は現行どおり)</p> <p>(中間配当および基準日) <u>第 33 条</u> (条文内容は現行どおり)</p> <p>(配当金等の除斥期間) <u>第 34 条</u> (条文内容は現行どおり)</p>

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	2024年6月27日(予定)
定款変更の効力発生日	2024年6月27日(予定)

以上